

18. 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令

平成8年9月6日

教委訓令第5号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿嶋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員（以下「特別勤務職員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 特別勤務職員は、別表第1欄に掲げるとおりとする。

(特別の勤務時間)

第3条 特別勤務職員の勤務時間は1日に7時間45分とし、1週間のうち2日が週休日となるよう、また、通常の勤務をする職員と平成8年4月1日を初日とする4週間または8週間ごとの期間について、勤務時間が同一となるよう所属長があらかじめ事務の繁忙等を考慮して、職員ごとに定めるものとする。

2 勤務時間の割り振りは、別表第1欄の職員ごとに第2欄の時間とする。

(平22教委訓令1・一部改正)

(休憩時間)

第4条 前条第2項の規定により勤務時間を割り振られた日においては、別表第2欄の勤務時間ごとに第3欄の休憩時間をおく。

2 所属長は、前項の規定により一せい休憩とすることが困難な場合には、交代制による休憩時間を別に定めることができる。

(報告)

第5条 所属長は、職員ごとの勤務時間、交代制による休憩時間を定める場合は、あらかじめ教育長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成8年9月15日から施行する。

以下省略

別表(第2条、第3条、第4条関係)

(平24教委訓令1・全改)

職員名	勤務の割り振り	休憩時間
市立図書館に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時00分から午後1時00分まで
	午前9時30分から午後6時15分まで	